

参照条文等〔財産の隠匿・散逸防止策〕

民事保全制度

- 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 1
- 民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 7
- 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 9
- 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 9

被害金額返還命令制度

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 11
- 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）（抄）・・・・・・・・ 13

行政の申立てに基づく裁判所による差止命令

- 昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 14
- 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 14
- 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 15

破産手続

- 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 16
- 破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・ 28

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	29
○第 94 回国会 衆 法務委員会（昭和 56 年 4 月 15 日）議事録（抄）	29
○第 159 回国会 衆 法務委員会（平成 16 年 5 月 19 日）議事録（抄）	30

会社解散命令

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	35
○会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）（抄）	44
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号） （抄）	45
○宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）	46
○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律）（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	47
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	47
○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	47
○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）	48

監督官庁による破産手続

○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	50
○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 5 月 29 日）議 事録（抄）	51

○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 6 月 5 日）議 事録（抄）①	53
○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 6 月 5 日）議 事録（抄）②	54
○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 6 月 6 日）議 事録（抄）	56
○第 136 回国会 衆・本会議（平成 8 年 6 月 7 日）会議録（抄）	57
○第 174 回国会 参・財政金融委員会（平成 22 年 4 月 27 日）会議録（抄）	58

【民事保全制度】

○民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）

（趣旨）

第一条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（民事保全の機関及び保全執行裁判所）

第二条 民事保全の命令（以下「保全命令」という。）は、申立てにより、裁判所が行う。

- 2 民事保全の執行（以下「保全執行」という。）は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。
- 3 裁判所が行う保全執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う保全執行の執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもって保全執行裁判所とする。

（任意的口頭弁論）

第三条 民事保全の手續に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

（担保の提供）

第四条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

- 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

（専属管轄）

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

第十二条 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 本案の訴えが民事訴訟法第六条第一項に規定する特許権等に関する訴えである場合には、保全命令事件は、前項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所が管轄する。ただし、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が同条第一項各号に定める裁判所であるときは、その裁判所もこれを管轄する。

3～6 (略)

(申立て及び疎明)

第十三条 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。

2 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。

(保全命令の担保)

第十四条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第四条第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

(仮差押命令の必要性)

第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができる。

(仮差押命令の対象)

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができる。

(仮差押解放金)

第二十二條 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。

- 2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を發した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

(仮処分命令の必要性等)

第二十三條 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するの著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

- 2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。
- 3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。
- 4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

(仮処分の方法)

第二十四條 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

(保全異議の申立て)

第二十六條 保全命令に対しては、債務者は、その命令を發した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

(保全執行の停止の裁判等)

第二十七條 保全異議の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保

- 全執行の停止又は既にした執行処分を取消しを命ずることができる。
- 2 抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができる。
 - 3 裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならない。
 - 4 第一項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 5 第十五条の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。

(本案の訴えの不提起等による保全取消し)

- 第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。
- 2 前項の期間は、二週間以上でなければならない。
 - 3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。
 - 4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。
 - 5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案が労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第一条に規定する事件であるときは地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを、本案に関し仲裁合意があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。
 - 6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む。）、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。）によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一

の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

- 7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をしなかった場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起され、又は労働審判法第二十二条第一項（同法第二十三条第二項 及び第二十四条第二項 において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。
- 8 第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定について準用する。

（事情の変更による保全取消し）

第三十八条 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を發した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

- 2 前項の事情の変更は、疎明しなければならない。
- 3 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（特別の事情による保全取消し）

第三十九条 仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分命令を發した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。

- 2 前項の特別の事情は、疎明しなければならない。
- 3 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（保全異議の規定の準用等）

第四十条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全取消しに関する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条第一項の規定による裁判については、この限りでない。

- 2 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を發した裁判所以外の本件の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を發した裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。

(保全執行の要件)

第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

- 2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしてはならない。
- 3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。

(不動産に対する仮差押えの執行)

第四十七条 民事執行法第四十三条第一項 に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。）に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

- 2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
- 3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が囑託する。
- 4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第七百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。
- 5 民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第九十三条の三まで、第九十四条から第一百四十四条まで、第一百六条並びに第一百七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

第四十九条 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

- 2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又

は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

- 3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。
- 4 民事執行法第二百二十三条 から第二百二十九条 まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第五十条 民事執行法第四百三条 に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

- 2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
- 3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第二十二条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。
- 4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。
- 5 民事執行法第四百五条第二項 から第五項 まで、第四百六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条、第六十四条第五項及び第六項並びに第六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

○民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）（抄）

(法第四条第一項の最高裁判所規則で定める担保提供の方法)

第二条 民事保全法(平成元年法律第九十一号。以下「法」という。)第四条第一項の規定による担保は、担保を立てるべきことを命じた裁判所の許可を得て、これを命じられた者が銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫(以下この条において「銀行等」という。)との間において次に掲げる要件を満たす

支払保証委託契約を締結する方法によって立てることができる。

- 一 銀行等は、担保を立てるべきことを命じられた者のために、裁判所が定めた金額を限度として、担保に係る損害賠償請求権についての債務名義又はその損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはこれと同一の効力を有するものに表示された額の金銭を担保権利者に支払うものであること。
- 二 担保取消しの決定が確定した時又は第十七条第一項若しくは第四項の許可がされた時に契約の効力が消滅するものであること。
- 三 契約の変更又は解除をすることができないものであること。
- 四 担保権利者の申出があったときは、銀行等は、契約が締結されたことを証する文書を担保権利者に交付するものであること。

(申立書の記載事項)

第十三条 保全命令の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所(債務者を特定することができない場合にあっては、その旨)並びに代理人の氏名及び住所
 - 二 申立ての趣旨及び理由
- 2 保全命令の申立ての理由においては、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならない。

(申立書の記載事項の特則)

第十八条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四百四十条に規定する債権(以下「債権」という。)に対する仮差押命令の申立書には、第三債務者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

- 2 民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)第五十条の二に規定する振替社債等(以下「振替社債等」という。)に関する仮差押命令の申立書には、振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等であって債務者が口座の開設を受けているものをいう。以下同じ。)の名称及び住所を記載しなければならない。
- 3 民事執行規則第五十条の九に規定する電子記録債権(以下「電子記録債権」という。)に関する仮差押命令の申立書には、第三債務者(当該電子記録債権の債務者をいう。第四十二条の二において同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所並びに当該電子記録債権の電子記録(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録をいう。

以下同じ。)をしている電子債権記録機関(同条第二項に規定する電子債権記録機関をいう。以下同じ。)の名称及び住所を記載しなければならない。

(申立ての趣旨の記載方法)

第十九条 仮差押命令の申立ての趣旨の記載は、仮に差し押さえるべき物を特定してしなければならない。ただし、仮に差し押さえるべき物が民事執行法第二百二十二条第一項に規定する動産(以下「動産」という。)であるときは、その旨を記載すれば足りる。

2 次の各号に掲げる仮差押命令の申立書における仮に差し押さえるべき物の記載は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 債権に対する仮差押命令 債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項

二 民事執行規則第四百六条第一項に規定する電話加入権(以下「電話加入権」という。)に対する仮差押命令 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び電話の設置場所

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

(特許権等に関する訴え等の管轄)

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え(以下「特許権等に関する訴え」という。)について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

大阪地方裁判所

2・3 (略)

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

(債務者の占有する動産の差押え)

第二百二十三条

1・2 (略)

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押さえた動産（以下「差押物」という。）を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相当であると認めるときは、その使用を許可することができる。

5 (略)

(債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第二百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

【被害金額返還命令制度】

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができる。

- 一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）
- 二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分にに基づき得たものを除く。）
- 三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、不法収益等（薬物犯罪収益、その保有若しくは処分にに基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの（第四項において「薬物不法収益等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を用いることにより取得されたもの

四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等）

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分にに基づき得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分にに基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

- 一 財産に対する罪
- 二 刑法第二百二十五条の二第二項 の罪に係る第三条（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪
- 三 刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身の代金取得等）又は第二百二

十七条第四項 後段（收受者身の代金取得等）の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条第一項 後段（高金利の受領）、第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項 後段若しくは第二項 後段、第五条の二第一項後段若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第五条第三項 後段の違反行為に係る同法第八条第二項（業として行う著しい高金利の受領の脱法行為）の罪又は同法第一条 若しくは第二条第一項 の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条第四号 に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

六 別表第四十一号、第五十二号、第六十五号、第七十一号、第七十六号又は第七十八号に掲げる罪

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産（第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下この項において同じ。）を没収することができる。

一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。

二 当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を偽装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。

三 当該犯罪被害財産について、情を知って、これを收受する行為が行われたとき。

4・5 （略）

（追徴）

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

3 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

○下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）

（勧告）

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

【行政の申立てに基づく裁判所による差止命令】

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第七十条の十三 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の仕事の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

2 第七十条の六第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第七十条の六 （略）

2 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、これを行う。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（裁判所の禁止又は停止命令）

第九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の事件は、被申立人の住所地又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地の地方裁判所の管轄とする。

4 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めるところによる。

○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（緊急命令）

第二十七条の二十 前条第一項の規定により使用者が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

【破産手続】

○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「破産手続」とは、次章以下（第十二章を除く。）に定めるところにより、債務者の財産又は相続財産若しくは信託財産を清算する手続をいう。

2～10 （略）

11 この法律において「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態（信託財産の破産にあつては、受託者が、信託財産による支払能力を欠くために、信託財産責任負担債務（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）をいう。

12～13 （略）

14 この法律において「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であつて、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう。

第五条 破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2～7 （略）

8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

10 （略）

（専属管轄）

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(破産手続開始の原因)

第十五条 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

2 債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

(法人の破産手続開始の原因)

第十六条 債務者が法人である場合に関する前条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

2 前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

(破産手続開始の申立て)

第十八条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

(法人の破産手続開始の申立て)

第十九条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人 理事

二 株式会社又は相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。） 取締役

三 合名会社、合資会社又は合同会社 業務を執行する社員

2 前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。

3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、取締役、業務を執行する社員又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。

5 法人については、その解散後であっても、残余財産の引渡し又は分配が終

了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(費用の予納)

第二十二條 破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(費用の仮支弁)

第二十三條 裁判所は、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。

2 前条第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合には、適用しない。

(他の手続の中止命令等)

第二十四條 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

一 債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法（明治三十二年法律第四十八号）又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この節において「強制執行等」という。）の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきもの（以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。）に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

二 債務者の財産に対して既にされている企業担保権の実行手続で、破産債権等に基づくもの

三 債務者の財産関係の訴訟手続

四 債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章 又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章 の規定による責任制限手続をいう。第二百六十

三条及び第二百六十四条第一項において同じ。)

- 2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。
- 4 第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令)

第二十五条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、前条第一項第一号の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。）の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管理命令をした場合に限る。

- 2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する強制執行等又は国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。
- 3 包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等の手続（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。
- 4 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 5 裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。
- 6 包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

- 7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 8 包括的禁止命令が発せられたときは、破産債権等（当該包括的禁止命令により強制執行等又は国税滞納処分が禁止されているものに限る。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（費用の仮支弁）

- 第二十三条 裁判所は、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。
- 2 前条第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合には、適用しない。

（債務者の財産に関する保全処分）

- 第二十八条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 2～6 （略）

（破産手続開始の決定）

- 第三十条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。
- 一 破産手続の費用の予納がないとき（第二十三条第一項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。
 - 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。
- 2 （略）

（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）

- 第三十一条 裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、一人又は数人の破産管財人を選任し、かつ、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 破産債権の届出をすべき期間

二 破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会（第四項、第三十六條第二項及び第三項並びに第一百五十八條において「財産状況報告集会」という。）の期日

三 破産債権の調査をするための期間（第一百六條第二項の場合にあっては、破産債権の調査をするための期日）

2～4 （略）

5 第一項の場合において、知っている破産債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次條第四項本文及び第五項本文において準用する同條第三項第一号、第三十三條第三項本文並びに第三十九條第三項本文の規定による破産債権者（同項本文の場合にあっては、同項本文に規定する議決権者。次條第二項において同じ。）に対する通知をせず、かつ、第一百一條、第一百二條又は第一百四條の規定により破産債権の届出をした破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

（破産財団の範囲）

第三十四條 破産者が破産手続開始の時に於いて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

2～7 （略）

（破産者等の説明義務）

第四十條 次に掲げる者は、破産管財人若しくは第一百四十四條第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

一 破産者

二 破産者の代理人

三 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四 前号に掲げる者に準ずる者

五 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であつた者について準用する。

（破産者の重要財産開示義務）

第四十一條 破産者は、破産手続開始の決定後遅滞なく、その所有する不動産、

現金、有価証券、預貯金その他裁判所が指定する財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

(他の手続の失効等)

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行又は企業担保権の実行で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2 前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続で、破産財団に属する財産に対して既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続については、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3 前項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続については、民事執行法第六十三条 及び第二百二十九条（これらの規定を同法 その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続に関する破産者に対する費用請求権は、財団債権とする。

5 第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行に対する第三者異議の訴えについては、破産管財人を被告とする。

6 破産手続開始の決定があつたときは、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続（民事執行法第九十六条 に規定する財産開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続はその効力を失う。

(破産財団に関する訴えの取扱い)

第四十四条 破産手続開始の決定があつたときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。

2～6 (略)

(開始後の法律行為の効力)

第四十七条 破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に関してした法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができな

い。

- 2 破産者が破産手続開始の日にした法律行為は、破産手続開始後にしたものと推定する。

(破産管財人の権限)

第七十八条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。

- 2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 一 不動産に関する物権、登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却
- 二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却
- 三 営業又は事業の譲渡
- 四 商品の一括売却
- 五 借財
- 六 第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄
- 七 動産の任意売却
- 八 債権又は有価証券の譲渡
- 九 第五十三条第一項の規定による履行の請求
- 十 訴えの提起
- 十一 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十二 権利の放棄
- 十三 財団債権、取戻権又は別除権の承認
- 十四 別除権の目的である財産の受戻し
- 十五 その他裁判所の指定する行為

- 3 前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

- 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。
- 4 裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。
- 5 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって

善意の第三者に対抗することができない。

- 6 破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を聴かなければならない。

(破産財団の管理)

第七十九条 破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物等の管理)

第八十一条 裁判所は、破産管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、破産者にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条及び第百十八条第五項において「郵便物等」という。）を破産管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

(破産管財人による調査等)

第八十三条 破産管財人は、第四十条第一項各号に掲げる者及び同条第二項に規定する者に対して同条の規定による説明を求め、又は破産財団に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- 2 破産管財人は、その職務を行うため必要があるときは、破産者の子会社等（次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 破産者が株式会社である場合 破産者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）

二 破産者が株式会社以外のものである場合 破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社

- 3 破産者（株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。）の子会社等又は破産者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社等とみなす。

(保全管理命令)

第九十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第百四十八条第四項及び第百五十二

条第二項において同じ。)の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2～6 (略)

(保全管理人の権限)

第九十三条 保全管理命令が発せられたときは、債務者の財産(日本国内にあるかどうかを問わない。)の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 第七十八条第二項から第六項までの規定は、保全管理人について準用する。

(破産債権の行使)

第一百条 破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

2 (略)

(代理委員)

第一百十条 破産債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 代理委員は、これを選任した破産債権者のために、破産手続に属する一切の行為をすることができる。

3・4 (略)

(封印及び帳簿の閉鎖)

第一百五十五条 破産管財人は、必要があると認めるときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2 裁判所書記官は、必要があると認めるときは、破産管財人の申出により、破産財団に関する帳簿を閉鎖することができる。

(破産財団に属する財産の引渡し)

第百五十六条 裁判所は、破産管財人の申立てにより、決定で、破産者に対し、破産財団に属する財産を破産管財人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 (略)

(否認権のための保全処分)

第百七十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 前各項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

(役員財産に対する保全処分)

第百七十七条 (略)

2 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。

3～7 (略)

(配当の順位等)

第百九十四条 配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第一号の優先的破産債権間においては第九十八条第二項に規定する優先順位による。

一 優先的破産債権

- 二 前号、次号及び第四号に掲げるもの以外の破産債権
 - 三 劣後的破産債権
 - 四 約定劣後破産債権
- 2 同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

(破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定)

第二百十六条 裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない。

2～6 (略)

(免責許可の決定の要件等)

第二百五十二条 裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。

一～十 (略)

十一 第四十条第一項第一号、第四十一条又は第二百五十条第二項に規定する義務その他この法律に定める義務に違反したこと。

2～7 (略)

(説明及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十八条 第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二百四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条第一項において準用する第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

- 2 第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者、第二百三十条第一項各号に掲げる者(相続人を除く。)若しくは同項第二号若しくは第三号に掲げる者(相続人を除く。)であった者又は第二百四十四条の六第一項各号に掲げる者若しくは同項各号に掲げる者であった者(以下この項において「説明義務者」という。)の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下この項及び第四項において「代表者等」という。)が、その説明義務者の業務に関し、第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百三十条第一項(同条第二項において準用する場

合を含む。)又は第二百四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、前項前段と同様とする。説明義務者の代表者等が、その説明義務者の業務に関し、第九十六条第一項において準用する第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、同様とする。

3・4 (略)

(重要財産開示拒絶等の罪)

第二百六十九条 破産者(信託財産の破産にあつては、受託者等)が第四十一条(第二百四十四条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百七十条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産(相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産)の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者(相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産)について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

(審尋における説明拒絶等の罪)

第二百七十一条 債務者が、破産手続開始の申立て(債務者以外の者がしたものを除く。)又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○破産規則(平成十六年最高裁判所規則第十四号)(抄)

(費用の予納・法第二十二条)

第十八条 法第二十二条第一項の金額は、破産財団となるべき財産及び債務者の負債(債権者の数を含む。)の状況その他の事情を考慮して定める。

- 2 破産手続開始の決定があるまでの間において、予納した費用が不足するときは、裁判所は、申立人に、更に予納させることができる。

(破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等・法第三十一条)

第二十条

1・2 (略)

- 3 裁判所は、法第三十一条第五項の決定をしたときは、破産管財人が、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法であつて裁判所の定めるものにより、次に掲げる事項を破産債権者が知ることができる状態に置く措置を執るものとするすることができる。

一 法第三十二条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定により通知すべき事項の内容

二 債権者集会の期日

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

(再生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等)

第二百五十一条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第一百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十四条第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一 破産手続開始前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定があつた場合

二 破産手続開始後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があつた場合

2～4 (略)

○第94回国会 衆 法務委員会（昭和56年4月15日）議事録（抄）

○安藤委員　ところでもう一つ、破産法の百四十条、予納金の国庫からの仮支弁という制度があるのです。この問題につきましても、先ほどの当委員会でも質問があったのですが、どうもはっきりしてないのでお尋ねするのです。この国庫からの仮支弁は、自己破産の申し立てをすると同時になされるというのが普通だと思うのですが、百四十条の、これは三段くらいに分かれておるのですが、一番最初の「破産申立人カ債権者ニ非サルトキ」、いわゆる自己破産がこれに該当すると思うのですが、こういう場合に、破産の申し立て者が仮支弁の申し立てをして、そしてこの仮支弁が認められたというケースは何件かありますか。

○川寄最高裁判所長官代理者　破産法百四十条によります国庫仮支弁は、予算上は項裁判費、目保証金というところに五千百三十万円計上されております。仮支弁の決定がありますと、この予算から支出されることになるわけでありまして、そのための上申が最高裁の方へ各下級裁から来るわけでございます。その件数でございますが、五十二年度におきましては五件、金額にいたしまして百十三万一千四百円、五十三年度が十三件、金額にいたしまして八十四万七千三百三十三円、五十四年度が六件ございまして、金額が二十三万一千百四十四円、以上のような実績になっております。

○第 159 回国会 衆 法務委員会（平成 16 年 5 月 19 日）議事録（抄）

○松野（信）委員　民主党の松野信夫です。

……従来、予納金については国の方で仮支弁、仮に支払ってくれるという規定がありまして、この点についても、今回の破産法案は従来と少し変えているところがございます。

そこで、旧法と、今回の国庫仮支弁、これは破産法、今度の法案でいうと二十二条、二十三条あたりになるかと思いますが、旧法とはどこが実際に違ってくるのか、また、その違いを設けた趣旨はどこにあるのか。この点、お答えいただきたいと思っております。

○房村政府参考人　現行法の国庫仮支弁の制度は、債権者が破産の申し立てをする場合に費用の予納を命ずるということにいたしまして、債権者以外の者が破産の申し立てをする場合には仮に国庫から支弁をする、こういう定めになっておりました。しかし、費用の仮支弁は、あくまで国が一時的に立てかえるということでありまして、最終的には債務者の負担になる、こういうことから、

今回の改正に当たりまして、債権者、債務者の申し立ての別を問わず、費用については予納をするのを原則といたしまして、ただ、例外的に、裁判所が「申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、」「費用を仮に国庫から支弁することができる。」というぐあいに変えたわけでございます。

○松野（信）委員 旧来のやり方ですと、実際としては、予納金、規定上は国庫仮支弁ができる。債務者が破産の申し立てをした、だけれども予納金を納めるだけの資力がない、そういう場合には国庫の仮支弁というのが、規定としてはあったんですが、これは恐らく実務家であれば大体皆さん御存じかと思いますが、現実には仮支弁というのがなされていないと言っていると思います。お金がないから国庫仮支弁ということでやってもらえないかというような話をすると、何だかんだ言われて、結局、仮支弁の申し立ては取り下げろ、こういうことで、実際はそれでもう落ちついてしまうというのが実態だったと思います。

ちなみに、これまでこの仮支弁の実績がどの程度あったのか、これについてお答えください。

○園尾最高裁判所長官代理者 国庫仮支弁の件数は、過去五年間について調査をいたしましたところ、年間数件にとどまっておるということでございます。破産の申し立て件数が一年間に約二十五万件に上っているということからいたしますと、年数件の国庫仮支弁というのは、限りなくゼロ%に近い数値であるということが言えようかと思います。

どうしてこのように少ない件数なのかという点についてでございますが、国庫仮支弁の制度は、関係者の利益を保護するために特に必要であるという手続進行上の特別な必要性に基づいて使われているものであるというのが一般的な解釈でございまして、資力のない申立人の保護のために直接利用する制度であるとは解されていないということでございます。今回の破産法案でも、そのような趣旨で、「申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるとき」との要件が付されているというように考えております。

それでは、資力のない者の保護のためにどうしているかといいますと、そのためには、法律扶助の制度というのがまず用いられております。平成十四年度でございますと、法律扶助協会において審査の上、破産申し立ての代理援助の決定をした件数は、年間二万三千件を上回っております。この件数は、破産申し立て件数全体の中でも相当な割合を占めているという実情にございます。

それから、ただいま御指摘の法人の破産の申し立てについて予納金が高いという点に関しましては、最近、少額管財手続ということで、二十万円の予納金

で会社の破産手続についても実施しようということでいろいろ検討がされておりました。東京地裁や大阪地裁では、かなり多数の事件について実施をしておりますが、既に少しずつ始めているという序を含めると、全国三十余りの庁にもう広がっておるということで、今後とも多面的な検討を通じまして、国庫仮支弁その他の諸制度について適切な運用がされていくように研究をしていきたいというように考えております。

(略)

○松野（信）委員 今御答弁いただいたように、国庫仮支弁、破産する人が二十五万人もいる中でほんの数件、もうゼロ%だというようなことであります。

そうすると、恐らく、最高裁の方としても、このための予算というのはほとんどとっていないのかな、むしろ、その予算をとっていないから、事実上出せないということで、国庫仮支弁の申し立ては事実上もう取り下げてくれというような、こういう運用だったのではないかなと思うんですが、予算面ではどのようなようになっていたんでしょうか、あるいは今後どうなるんでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 予算上は、国庫仮支弁の実施のために必要な経費ということで、平成十六年度でいいますと五千百三十万円が計上されておるという状況でございますが、先ほど御説明いたしましたような国庫仮支弁の趣旨というところから、決定をする件数が、先ほど御説明をいたしましたような件数にとどまっておるという状況でございます。

○松野（信）委員 国庫仮支弁ですから、原則として貸し付けということで、いずれ返してもらわなきゃならない、これが恐らく建前だろうというふうに思います。

ただ、いわゆる法律扶助協会あたりですと、返済の能力があるか、返済をどのように行うかというのを一応チェックするようになってはいるわけですね。ところが、今度の新法の二十三条、これは費用の仮支弁の規定ですが、「裁判所は、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、」必要なときには国庫仮支弁する、こうなっているわけで、申立人の返済能力とかあるいは返済計画とか、そういうものは特にこの条文には記載がありません。しかし、実際のところ、「その他の事情を考慮して、」という規定もあるものですから、もしかすると、その他の事情のところ、本当にこの破産申立人はまじめに返済してくれるかどうかという、返済能力あるいは返済計画、そういう点もこの二十三条では考慮するんだ、こういう趣旨なんですか。

○房村政府参考人 国庫仮支弁をいたします費用は破産の手続費用ということ

になりますので、最終的には破産財団の負担になるものでございます。おっしゃっております返済資力というのは、結局、破産財団の財産の状況ということにこの条文上はなろうかと思っておりますので、当然、それを考えて、破産財団が手続費用も賄えなければ廃止事由でございまして、そういう面で考慮されるということになろうかと思っております。

○松野（信）委員 この仮支弁、先ほど申し上げたように、いわゆる消費者破産のような形で予納金が一万円ぐらい、すぐ同時廃止で終結するというようなケースであれば、ほとんどこれを活用するという意味合いはないと思うんです。

だけれども、ケースによっては、それこそ個人の人でも二十万、三十万、ちょっと財産を持っているというような形であれば何十万か納めなきゃならないというようなケースもありますし、また、中には、例えば悪徳商法をやっている会社があって、さんざん被害をあちこちに出している。昔でいうならば、例えば豊田商事という悪徳商事会社があったわけですね。被害者がたくさん出てきたので、これをとにかく断ち切らなきゃいけないということで、豊田商事の会社の場合は被害者の人たちが破産の申し立てをしかけたというケースでありまして、つまり債権者申し立てによる破産申し立てになったわけでありまして、

そういう場合は、特に旧法であるならば必ず予納金を納めなきゃいけない、もし予納金を納めなければ却下する、破産申し立て自体を却下されてしまうという仕組みになっているわけで、そうすると、債権者とはいえ被害者の人たちが予納金まで出さなければいけないという大変厳しい状況に置かれてしまうわけで、特にこういうような悪徳商法、悪徳商事会社あたりの破産申し立てをするというような場合には、ぜひこの国庫仮支弁あたりを積極的に活用するというのが、ある意味では被害者に対する一定の支援というか援助にもなるんじゃないかと思っておりますが、こうしたような活用というのは考えておられますか。

○園尾最高裁判所長官代理者 これは、国庫仮支弁を認める要件の解釈問題ということになりますので、それぞれの裁判体での判断ということになるわけですが、現実には、ただいま御指摘のような債権者申し立て事件についての予納金をどうするかということになりますと、まず一番最初に検討される場所は、財団がどのように集まるか、それから、その点についてどの程度の当初の費用がかかるかというような、厳密ないわば見積もりというところをしっかりとやるというところが一番重要になってくるところでございまして、そのようなことも通じて、一般的には、これまで予納金についてできる限り柔軟性のある解釈をやっているんじゃないかということで最近では研究は進められているところなんです、これを国庫仮支弁で一般的に賄えるかどうかということになります

と、少なくとも今までの裁判体の解釈としては、法律の制度も違いましたからそのような運用はされていないわけですが、今後も、この制度の趣旨の問題の解釈としての研究課題になるというように考えておりますが、一般的に、そのような形で広く国庫仮支弁の制度を使っていくということは、破産費用の準備の問題としては解釈上難しい問題も出てこようかというようには考えておりません。

○松野（信）委員 予納金の点について最後の質問ですが、従来の法律ですと、債権者申し立てによる破産申し立ての場合、これは予納金が納められないと申し立て自体が却下されてしまう、こういう仕組みになっていた。逆に、債務者破産申し立ての場合は、予納金を納めなくてもすぐに却下にはならない、ずっと残ってしまうという仕組みになっていたわけですね。これが今度の法律でどのように変わってくるのか、また変えた趣旨というのはどういうところにあるのか、御説明ください。

○房村政府参考人 御指摘のように、現行法におきましては、国庫仮支弁の制度につきましては、債権者の申し立てと債務者の申し立てとでそういう取り扱いの差があったわけですが、今回の法案の二十三条の費用の仮支弁におきましては、申立人が債権者であるか債務者であるかを問わず原則として費用を予納していただくということにいたしまして、そのいずれの場合であっても、この法律に書かれておりますような、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要があると認めるときには国庫仮支弁ができる、こういう形にしたわけですが、これは、破産手続が債権者または債務者を初めさまざまな利害関係人の利益を調整するとともに公益的な要素をも含む手続である、こういうことに着目いたしまして、申立人が債権者の場合であれ債務者の場合であれ、そういう必要性の高い場合には国庫仮支弁の制度を活用できるようにしよう、こういうことをございます。

【会社解散命令】

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二～三十四 （略）

（解散の事由）

第四百七十一条 株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 ～五 （略）
- 六 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第一項の規定による解散を命ずる裁判

（清算人の就任）

第四百七十八条

- 1・2 （略）
- 3 前二項の規定にかかわらず、第四百七十一条第六号に掲げる事由によって解散した清算株式会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。
- 4～6 （略）

（清算人の職務）

第四百八十一条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

（業務の執行）

第四百八十二条

- 1・2 （略）
- 3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。
- 一～三 （略）

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 (略)

(清算株式会社についての破産手続の開始)

第四百八十四条 清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2・3 (略)

(解散の事由)

第六百四十一条 持分会社は、次に掲げる事由によって解散する。

一～六 (略)

七 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第二項の規定による解散を命ずる裁判

(清算人の就任)

第六百四十七条

1・2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、第六百四十一条第四号又は第七号に掲げる事由によって解散した清算持分会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 (略)

(清算人の職務)

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(清算持分会社についての破産手続の開始)

第六百五十六条 清算持分会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2・3 (略)

(会社の解散命令)

第二百二十四条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
 - 二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
 - 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
- 2 株主、社員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、会社の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 3 会社は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

(会社の財産に関する保全処分)

第二百二十五条 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

- 2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。
- 4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、会社が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。
- 6 裁判所は、第二項の管理人に対し、会社の財産の状況の報告をし、かつ、

その管理の計算をすることを命ずることができる。

- 7 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「会社」と読み替えるものとする。

(官庁等の法務大臣に対する通知義務)

第八百二十六条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第八百二十四条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

第八百二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、外国会社が日本において取引を継続してすることの禁止又はその日本に設けられた営業所の閉鎖を命ずることができる。

- 一 外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われたとき。
 - 二 外国会社が正当な理由がないのに外国会社の登記の日から一年以上以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
 - 三 外国会社が正当な理由がないのに支払を停止したとき。
 - 四 外国会社の日本における代表者その他その業務を執行する者が、法令で定める外国会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
- 2 第八百二十四条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八百二十四条第二項中「前項」とあり、同条第三項及び第四項中「第一項」とあり、並びに第八百二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「第八百二十七条第一項」と、前条中「第八百二十四条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「同項第三号」とあるのは「同項第四号」と読み替えるものとする。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第五項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 親会社社員（会社である親会社の株主又は社員に限る。）によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録につい

での次に掲げる閲覧等（閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第二項第一号において同じ。）の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
- 二 当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧若しくは謄写又は電磁的方法による当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

- 3 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 4 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地（日本に営業所を設けていない場合にあつては、日本における代表者の住所地）を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 5 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

（疎明）

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

- 一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十

三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社）及び報酬を受ける者

- 二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者
 - 三 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人
 - 四 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判 当該株式会社及び第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資する者
 - 五 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規定による裁判 当該株主
 - 六 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主
 - 七 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人
 - 八 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債を発行した会社
 - 九 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を発行した会社
 - 十 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社
 - 十一 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社
- 2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。
- 一 この法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社
 - 二 第一百七条第二項、第一百九条第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てを

することができる者（申立人を除く。）

- 三 第四百四十四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第四百七十七条第二項の規定による株式の売買価格の決定 売買価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）
- 四 第四百七十二条第一項の規定による株式の価格の決定 当該株式会社
- 五 第四百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社

（申立書の写しの送付等）

第八百七十条の二 裁判所は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつたときは、当該各号に定める者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

- 2 前項の規定により申立書の写しを送付することができない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合も、同様とする。
- 3 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならない。
- 4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てについての裁判をするときは、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定め、申立人及び前条第二項各号に定める者に告知しなければならない。ただし、これらの者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。
- 6 裁判所は、前項の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定め、これを同項の者に告知しなければならない。
- 7 裁判所は、第一項の申立てが不適法であるとき、又は申立てに理由がないことが明らかなきときは、同項及び前二項の規定にかかわらず、直ちに申立てを却下することができる。
- 8 前項の規定は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつた裁判所が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当該各号に定める者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときについて準用する。

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を

付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

- 一 第八百七十条第一項第一号に掲げる裁判
- 二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

- 一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分についての裁判 利害関係人
- 二 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社
- 三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社
- 四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）
- 五 第八百七十条第二項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者

(抗告状の写しの送付等)

第八百七十二条の二 裁判所は、第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告があつたときは、申立人及び当該各号に定める者（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。この場合においては、第八百七十条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

- 2 第八百七十条の二第五項から第八項までの規定は、前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(原裁判の執行停止)

第八百七十三条 第八百七十二条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができな

い。

- 一 第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判
- 二 第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の選任又は解任についての裁判
- 三 第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判
- 四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法 の規定の適用除外）

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条 及び第五十七条第二項第二号 の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（法務大臣の関与）

- 第九百四条 裁判所は、第八百二十四条第一項又は第八百二十七条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。
- 2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。
 - 3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。
 - 4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第八百七十二条第四号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

(会社の財産に関する保全処分についての特則)

第九百五条 裁判所が第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の保全処分をした場合には、非訟事件の手續の費用は、会社又は外国会社の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

- 2 前項の保全処分又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てを却下する裁判に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手續に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手續に要する裁判費用は、会社又は外国会社の負担とする。

第九百六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

- 2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。
- 4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。
- 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

○会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）（抄）

(清算株式会社の業務の適正を確保するための体制)

第四百十条 法第四百八十二条第三項第四号 に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 2 清算人が二人以上ある清算株式会社である場合には、前項に規定する体制

には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

- 3 監査役設置会社以外の清算株式会社である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
- 4 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある清算株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
 - 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - 二 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項
 - 三 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号） （抄）

（解散命令）

第二百六十一条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができる。

- 一 一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
 - 二 一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
 - 三 業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人等の業務を執行したその他の理事をいう。）が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。
- 2 社員、評議員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、一般社団法人等の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

- 3 一般社団法人等は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 4 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

○宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）（抄）

（解散命令）

- 第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。
- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
 - 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
 - 三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。
 - 四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。
 - 五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。
- 2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
- 3 第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。
- 4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。
- 5 第一項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

- 6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。
- 7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めるところによる。

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

- 第九十五条の四 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。
- 2 前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

- 第九十五条の二 左の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。
- 一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
 - 二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
 - 三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（共済事業に係る監督上の処分）

第百六条の二 （略）

- 2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適

切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

3～5 (略)

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（解散命令）

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。

二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七

条第三項 において準用する場合を含む。)、第二十条第六項及び第二十二条第三項 (同法第二十五条 において準用する場合を含む。) において準用する同法第十五条第三項 中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項 中「第十九条 の規定により聴聞を主宰する者 (以下「主宰者」という。)」とあり、並びに同法第二十条 から第二十五条 までの規定及び同法第二十七条第一項 中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項 の報告書を十分に参酌して第二項 に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章 (第十二条及び第十四条を除く。) の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による解散命令については、行政不服審査法 による不服申立てをすることができない。

【監督官庁による破産手続】

○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）

（破産手続開始の申立て等）

- 第四百九十条 監督庁は、金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項 に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社及び少額短期保険業者の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。
 - 3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。
 - 4 第一項の規定により監督庁が破産手続開始の申立てをすることは、破産法第二十条第二項 及び第二十三条第一項 前段の規定は、適用しない。

（保全処分申立て等）

- 第四百九十四条 金融機関等について破産手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、破産法第二十八条第一項（同法第三十三条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。
- 2 前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条 前段の規定にかかわらず、同法第二十八条第一項 の規定による保全処分又は同条第二項（同法第三十三条第二項 において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。
 - 3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令の申立て等）

- 第四百九十五条 金融機関等について破産手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、破産法第九十一条第一項（同条第三項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

- る。
- 2 前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条 前段の規定にかかわらず、同法第九十一条第一項 の規定による処分又は同条第四項 の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。
 - 3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 5 月 29 日）議事録（抄）

○江田委員 今回の内閣提出の金融三法の中の金融機関の更生手続の特例等に関する法律というさっきの二番目の法律です。この法律があって、このもとになったのが昨年十二月の金融制度調査会の答申です。この金制調の答申によれば、「破綻金融機関はそのまま存続させない」、いいですか、「破綻金融機関はそのまま存続させないという原則の下で、破産等により事業の解体を行わずに円滑な倒産処理を図る必要がある場合もあることから、破綻処理手続の整備は会社更生手続をベースに行うことが適当」だ、こう書いてある。これは政府の認識だと考えてよろしいですか。

○西村政府委員 会社更生法についてのお尋ねでございますので、私どもの考え方を先ほどの御質問も含めましてお答え申し上げたいと存じます。

今回の会社更生法も含みます三法案の提案に際しましては、江田委員御指摘のように、金融制度調査会におきまして長い時間をかけまして検討いたしました結果を反映させたものでございます。そこにおきまして、私どもといたしましては、決して、会社更生法、破産法を含みます法的処理というものを金融機関の破綻処理に際して使わないということを申し上げているわけではございません。住専に関しては使えないと申し上げていることではございまして、一般的に金融機関の破綻処理に際しましては、もとより関係者の話し合いによりまして処理されるケースもございまして、それが不可能な場合には法的な処理によって手続がなされることもあるわけではございます。

そういう意味におきまして、会社更生法は既に今までも金融機関の破綻処理に際しては認められてまいった手続でございまして、今回、更生特例法案を御提案申し上げております理由は、大まかに分けますと、いろいろな理由がございまして、三つございまして。

一つは、従来は、金融機関の破綻処理について会社更生等の手続を行います場合に処理が出来るケースが多かったわけではございますが、これを促進する

ために、監督庁に更生手続開始の申し立て権を認めるというような問題が一つでございます。

第二に、金融機関の場合、債権者、すなわち預金者でございますが、その数が極めて多く、円滑に手続を進めることが困難だということもございまして、預金保険機構に預金者を代理する機能等を付与し、手続の迅速化を図ることとしたわけでございます。ちなみに、銀行では、平均いたしまして六百万に上る口座がございまして、それが債権者の数ということにもなろうかと存じます。

また、従来、金融機関の中でも協同組織金融機関につきましては会社更生手続が適用されなかったわけでございますが、今回の特例法におきましては、この協同組織金融機関に対しても会社更生手続を適用できるようにして金融機関の処理を促進することができる、このような趣旨でこの更生特例法を御提案申し上げておるわけでございます。

したがって、先ほど、住専処理については会社更生を適用しないのに、このような法案を提案するのは矛盾しているのではないかというような御指摘があったように伺いましたが、私どもといたしましては、この更生特例法は、今申しましたような理由によって、従来以上に会社更生手続を使いやすくするために必要だというふうに考えているところでございます。…

○江田委員 どうもよくわからない。破綻金融機関はそのまま存続させないのでしょうか。事業の維持更生とおっしゃるけれども、その金融機関自体、破綻した金融機関自体は存続させないのでしょうか。存続させないけれども、しかし、何かの方法で、大切な仕事、地域に役に立つ仕事をやっている場合には、その仕事自体は生かしていくというのでしょうか。住専だって同じじゃないですか。住専というものは存続をさせない。しかし、そこで、ちゃんとある三兆五千億の正常債権あるいは個人住宅ローン、これはちゃんと生かしていこう。どこに違いがあるの。違いは、金融機関なら裁判所から管財人が来ても大丈夫、住専は裁判所から管財人が来たら大変なことになる。何が大変なことなのかというと、いろいろなことがばれるからじゃないかということをやっているのですよ。

○西村政府委員 金融制度調査会の答申では、このように破綻処理の原則が述べられております。

「金融機関の破綻処理においては預金保険が発動されることとなるが、預金保険の発動により保護されるべきは預金者、信用秩序であり、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではない。従って、預金保険の発動に際しては、」
すなわち破綻処理に際してはということでございますが、「破綻金融機関は存続させないこと、」
「経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及が行われる

こと、」「株主・出資者の損失負担が行われること、」「が前提条件となる。」このように述べられております。すなわち、破綻金融機関は存続させないというのは、今、江田委員が御指摘のとおりでございます。…

○第136回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成8年6月5日）議事録（抄）①

○谷口委員 …それで、またこの更生手続の特例等に関する法律案のことですが、金融機関に破綻の原因たる事実が生じるおそれがあるときというような場合は、これは具体的にどのような事態を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○西村政府委員 破綻の原因たる事実とは、支払い不能または債務超過でございます。したがって、そのおそれのあるときと申しますと、支払い不能または債務超過のおそれのあるとき、このように理解をいたしております。

○谷口委員 支払い不能というのは極めて判断が難しいですね。ですから、この申し立てを行うかどうかというのは、ちょっと私が感じるのは、かなり懇意性が入ってくるんじゃないか、このように感じるわけですが、そのあたりはどうでございましょうか。

○西村政府委員 確かに判断が難しい点もあろうかと存じますけれども、私どもは、支払い不能または債務超過が生ずることが客観的に予想され得るような場合、このように考えております。

○谷口委員 例えば債務超過は、これは決算をしてみないとわからない、年に一遍やってみないとわからないと思うわけでございます。月次決算のことをおっしゃっておるのかどうかわかりませんが、これはどういうことでしょうか。

○西村政府委員 谷口先生は会計の専門家でいらっしゃいますので、御指摘のとおりでございますが、私どもも、一般的に申し上げますならば、決算時にそういう状況が判明する、こういうことであろうかと思えます。

通常はそういうことであろうかと思えますけれども、しからば年度の途中でそういうことが起こることが絶対にないかということになりますと、途中にお

きましても、経営状況等が明確に破綻のおそれがあると言えるようなときには、これはそのような判断をすることもあり得ることかと考えております。

○谷口委員 私が申し上げているのは、機動的に動けないと言っているのですね、一年に一遍であれば。これは、例えば資金ショートする、支払い不能に陥る、こういうのは極端にばつといくわけでございまして、だんだん支払い能力が低下するということじゃないわけで、そういう意味での機動性が落ちるのではないか、低下するのではないか、このような観点で申し上げたわけでございます。このあたりも十分考慮に入れていただきたいと思います。

その次に移りますが、…

○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 6 月 5 日）議事録（抄）②

○平田委員 まさに、今御説明いただきましたが、合併とか転換、要するに他の金融機関と合併をさせるとか、あるいは普通銀行から信金に移すとか、そういうようなことなのだろうと思うのですが、そういうことができないときには法的処理なんだ、こういう原則を御説明をいただきました。よく納得できました。

では、住専の場合はどうなるのですか。合併とか転換、あるいは何かそれに類する範疇があるのでしょうか。その範疇の中に今回のスキームというのが入ってくるのでしょうか。しかも、それができないときに初めて法的処理なんだという御説明に、今の御説明から類推するとそういうふうに見えるわけでございますが、しかしどうもそうではないようで、合併とか転換というのは、これは住専のときはちょっとあり得ないと思うのですね。

すると、次に来るのは法的処理だ。法的処理をしないで今回のスキームをつくった、こういうことになりますと、新しい枠組みの中の、要するに、大蔵大臣がおっしゃいました新しい時代の金融システムのあり方として会社更生とか破産の申し立て権を監督官庁に与えたという趣旨からは、どうも範疇を超えた今回の処理スキームだというふうに思わざるを得ないのです、今の御説明を伺っている限りでは。

合併とか転換に類するようなものとしてこの処理スキームがあるというふうに理解をしなければいけないのですか。そうだとするならば、その辺はどういうことなのか、国民にわかりやすく御説明をいただけますでしょうか。

○西村政府委員 今までも、金融機関につきまして破産法や会社更生法という手続を使えなかったわけではございません、適用は可能でございました。しかしながら、大臣が申しあげましたように、金融機関の預金者という債権者は非常に数が多い、数百万に上る場合がある、そのようなことから、実際問題としてそのような手続を預金受入金融機関について適用することはほとんど不可能であったわけでございます。したがって、今までの破綻処理というものは、破産法を使って金融機関の処理をするというようなことは行われてまいりませんでした。その他の手法をもって処理をされてきたわけでございます。

しかしながら、今後はやはりそれだけでは迅速な金融機関の破綻処理というものはできないのではないかということで、今回この三法の一部をもちまして会社更生法や破産法の適用を金融機関に対してももっと使いやすくするということをお認めいただきたいとお願いをしておるところでございます。

○平田委員 金融システムの安定、預金者の保護、これは先ほど大蔵大臣がおっしゃった新しい時代の金融システムが当然追求しなければならない重要な二つの価値です。そうですね。何も特別に住専処理スキームだけが持っている追求すべき目的、価値ではないはずであります。したがって、先ほどおっしゃった合併とか転換とか、あるいは営業譲渡という手法の場合でも、追求すべき目的は金融システムの安定であり預金者の保護なんです。そして、それができない場合には会社更生とか破産という法的処理をする。その場合も、追求すべきはその二つなんです。金融システムの安定と預金者の保護のはずです。

その説明だけでは特別な目的にはならないのですよ。それ以外に特別な目的がなければ、特別なスキームをつくった理由の説明にはならないのです。一般的な処理スキームの説明だったらば、すなわち合併等の範疇の処理、もう一つの会社更生、破産の法的処理、その説明だったらば、金融システムの安定とか預金者の保護のためですよという説明だけで私たちはなるほどなと納得をします。国民も納得されるでしょう。しかし、それとは違った範疇として住専処理スキームを持ってきたわけですから、もう一つ特別な理由、特別な目的をつけ加えないと説明にはなりません。

それは総理も大蔵大臣もおわかりいただけますでしょう。それをきちっとやはりわかりやすく国民に説明をしていただきたいわけです。我々も、それが説明されて、なるほどなと思えば考え方が変わるかもしれません。今はどうも納得できないから、わかりませんよと申しあげているわけです。だから今お伺いしているわけです。

その特別な目的は何なんですか。系統の保護ではないとおっしゃった。まして住専の経営者、大蔵省出身の人がほとんど社長でございましたが、そういう

人たちの保護のためでもない。責任追及を免れるためでもない。じゃ、あと一体何が特別な目的なんですかということですよ。こういう特別な目的ですよ。金融システムの安定とか預金者の保護という一般的な大きな価値ではないのです。もう一つつけ加わった第三の価値というものがついて初めて特別なスキームが認められるのですよ。それについてはいまだに、予算委員会から延々と審議しておりますが、何一つ説明がない。ですからお伺いしているわけです。

○西村政府委員 この点についても、従来からたびたび御説明を申し上げていると存ずる次第でございますが、もう一度それでは申し上げさせていただきます。

私どもが金融機関の破綻処理を行います場合の原則として考えておりますのは、まず預金受入金融機関が破綻をした場合に対処をするという原則でございます。そういう意味では、事後的に処理をする、事後的に預金者を保護するという目的で対応をするというのが原則でございます。

そういう意味で、この住專問題は例外でございます。…

○第 136 回国会 衆・金融問題等に関する特別委員会（平成 8 年 6 月 6 日）議事録（抄）

○尾身委員 次に、いわゆる更生特例法についてお伺いをさせていただきます。

金融機関の破綻処理につきましては、これまでの任意の合併、営業譲渡の方法だけではなく、司法上の倒産手続を円滑かつ迅速に行い得るような制度の整備を図るために、今般、政府は更生特例法を提出しているわけでありませう。

会社更生法におきましては、更生手続の申し立て権は、会社それから債務者自身のほか、債権者等に手続開始の申し立て権が認められているわけでありませうけれども、今般政府提出の更生特例法においては、これらに加えまして、監督官庁に更生手続の申し立て権を持たせるということでありませう。

ところで、この監督官庁の申し立てに際しましては、債権者が申し立てる場合には裁判所に対する疎明、いわゆる裁判所に更生手続の理由を説明することでありませうが、疎明をする必要があるわけでありませうが、この新しい法律による監督官庁の申し立てに際しましては、この手続は不必要であるということになっております。

このように、この監督官庁の申し立てにつきましては、今般の特例法において特別の配慮がなされているわけでありませうが、これは一方で、破綻した金融機関の処理を促進し、処理コストを最小限にするというメリットがあります。

反面、監督官庁が、いわばその金融機関の生殺与奪の権を握るということになりまして、その運用次第によっては極めて著しい権限の強化につながるおそれがあるというふうに考えているわけであります。

このような懸念に対しまして、監督当局としてどのように対応をしていかれるか、この対応の具体的な方策につきまして、御答弁をいただきたいと思えます。

○久保国務大臣 更生特例法によります監督庁への申し立て権の付与により、監督庁の権限が強化されるのではないかとの御質問でございますが、会社更生法及び破産法におきましては、手続開始の申し立てに当たっては、手続開始原因たる事実を疎明しなければならないと定められております。この疎明が要求されるのは、本来の目的を逸脱した乱用的申し立てを防止することにあります。したがって、このような乱用的申し立てのおそれが考えにくい監督庁の申し立てについては、疎明を要しないものとしたところであります。

今回、監督庁に倒産手続開始の申し立て権を付与するのは、監督庁による業務停止命令が行われた場合等において、その金融機関の倒産手続を適時適切に開始することができるようにすることを目的としたものであり、監督庁の著しい権限強化を図るものではありません。

また、当該申し立てが適正であるか否かは、第三者たる裁判所により認定されること等にかんがみても、倒産手続開始の申し立て権の付与により、監督庁が強力な権限を有することとなるわけではありません。

なお、監督庁としては、委員の御趣旨を十分に踏まえ、適切に開始原因を認定し、適正に申し立て権を行使すべきことは当然のことであり、開始原因の認定を含め適切に申し立て権を行使しているということについては、私どもとしても速やかに公表してまいることといたしたいと存じます。

○第136回国会 衆・本会議（平成8年6月7日）会議録（抄）

○愛知和男君 ……金融機関の更生手続特例法案では、金融機関に破産の原因たる事実が生ずるおそれがあるときは、監督官庁は更生手続開始の申し立てができるとする特例を規定しております。しかし、ルール型行政への移行を目指すとき、業者行政と検査権限の分離の観点から見て、これが行政権限の強化につながり、焼け太りにならないという担保を明確にすべきではないでしょうか。

むしろ、更生手続開始の申し立て権は、監督官庁自身に付与するのではなく、業者行政とは別の独立した機関、例えば我が党が考えるような特殊法人として

公社等を設立し、そこに申し立て権を付与すべきではないか、あるいは監督官庁と公社との双方に申し立て権を付与すべきではないかと考えふところでありますが、このような考え方に対する大蔵大臣の見解を求めます。…

○国務大臣（久保亘君） …今回、監督庁に倒産手続開始の申し立て権を付与するのは、監督庁による業務停止命令が行われた場合等において、その金融機関の倒産手続を適時適切に開始することができるようにすることを目的としたものであり、また、当該申し立てが適正であるか否かは第三者たる裁判所により認定されること等にかんがみれば、監督庁が強力な権限を有することとなるわけではないと考えております。

更生手続申し立てを行う主体についてのお尋ねでございますが、適時に更生手続による破綻処理を行うことにより、預金者の負担の拡大を防止するとともに破綻金融機関の事業の維持更生を図ることは、預金者保護などのために金融事業の監督を行っている行政庁の責務であります。他方、申し立てを行うに当たっては、業務改善命令などの監督行政上の措置や任意の合併・営業譲渡による破綻処理の適否、信用秩序に与える影響など、諸般の事情を総合的に勘案する必要があります。これは、監督庁のみに可能なことであると考えております。また、適時の申し立てを行うためには金融機関の財務内容を十分に把握していることが不可欠であり、金融機関に対する検査・監督を行う監督庁が申し立てを行うこととすることが最も一切であると考えられます。…

○第174回国会 参・財政金融委員会（平成22年4月27日）会議録（抄）

○牧野たかお君 ちょっと私が質問が悪かったかもしれませんが、今私が伺ったのは、これ、要するに犯罪の話になっちゃうものですから、結局、本来この法律もそうですけれども、ちゃんとした登録をした業者が正規なちゃんとしたルールにのっとってそういう金融商品の販売、また金融商品を運用するという事なんでしょうけれども、今私が申し上げたのは、どっちかという、今いろんなところで起きている、登録していない、実体がないような悪質な業者というか、詐欺グループと言っちゃうと怒られるかもしれませんが、いろいろトラブルが起きたり、被害が起きたり、トラブルというのは、そこまで自分は投資して、約束をした覚えがないとか、ちゃんとあなたはしたとか、そういうトラブルでしょうけれども、実体がないようなものを扱っているような無登録の業者というのかなり多いというふうに伺っておりますけれども、こういう人たちをどういうふうに排除していくおつもりなんでしょうか。

○副大臣（大塚耕平君） 先ほど今回の法案の観点から申し上げましたので、少し私のお答えがピントがずれていたかもしれませんが、先生が御下問の点につきましては、そもそも金融商品の取引法上、有価証券の販売等を行う業者は登録が義務付けられております。これに違反する無登録業者は刑事罰の対象となるわけでありますが、この無登録業者が関与する、例えば未公開株の今のこういう被害が増えているわけでありまして、この対策としては、当局としてできることはもちろん少しずつでもやっております。

それは、具体的には、例えば未公開株取引に関しては、三月十九日に被害の未然防止、被害の拡大防止、被害の回復に向けた取組の内容について公表をしたところであります。これは、もちろん周知徹底、そういう事件が起きていますよということを御理解いただくというのがまず基本中の基本ではありますが、被害の拡大防止に向けて、無登録業者等に対する裁判所の差止め命令の権限の活用に向けた制度整備をこれからするという取組であるとか、あるいは警察との連携強化といった取組を、これはこれからするというところも幾つもありますけれども、公表をしております。

さらには、被害の回復に向けた取組として、破産手続開始の申立て権限の対象を金融商品取引業者全般に拡大すると。つまり、何か事件にかかわっている事業者があることが認定をされて、しかし明らかに債務超過に陥っていて、ネズミ講的に増えていった顧客に対してちゃんと元本を返せないような状況にあるときに、被害拡大を防止するために破産手続開始の申立て権を行政側により広く持たせるとか、そういうことをいたしませんと先生の問題意識に沿うような対応にならないと思いますので、できる限り幅広くとは思っております。

ただ、その一方で、事業者からすると、非常に悪徳な事業者もいる一方で健全な事業者もいて、余り行政がすべての他の法律をオーバーライドするような強い権限を持ち過ぎると、それは事業者の創意工夫を阻害するのではないかという声も片方ではあるものですから、実態に即した対応をしっかりとやっていくしかないという事案だというふうに思っております。